

注意事項

建設業法施行令の一部が改正され、平成28年6月1日より監理技術者の配置が必要な建設工事等の金額が引き上げられました。

●特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる
下請契約の請負代金の額の下限

●工事現場ごとに配置が求められる主任技術者又は監理
技術者を専任で配置することが必要となる重要な建設
工事の請負代金の額

	改正前	改正
建築一式工事	4,500万円	6,000万円
建築一式工事以外	3,000万円	4,000万円

	改正前	改正
建築一式工事	5,000万円	7,000万円
建築一式工事以外	2,500万円	3,500万円

(2)「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験」の証明書類

(1)の要件を満たし、実務経験の短縮を受けるには「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」を提出していただく必要があります。用紙は、本財団ホームページより入手してください。この証明書には、必要事項の記入、証明者欄の記入・押印、誓約欄への署名・押印が必要です。

注 申込後の加筆訂正、再提出は一切できません。不備・不足がある場合は、受験できません。

注 「専任の監理技術者等の指導のもとにおける2年以上の実務経験証明書」の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚した場合は、告発を含め厳正に対処します。

6. 「専任の主任技術者」の資格要件について

(1)「専任の主任技術者」の資格要件について

公共性のある工作物に関する重要な工事では、元請・下請に関わらず、工事現場ごとに専任で主任技術者を置かなければなりません。

「専任」とは、「他の工事現場の主任技術者との兼任を認めないこと」であり、常時継続的に当該建設工事現場に配置されなければなりません。

工事現場の主任技術者の職務は、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督等をつかさどるものです。

《公共性のある工作物に関する重要な工事とは》

工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)以上のもので、①国、地方公共団体等が発注する公共的工作物の建築工事、②学校・デパート等のように多数の人が利用する施設の建築工事をいい、個人住宅を除いてほとんどの建築工事が対象となります。

注 平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました。(P11参照)

《主任技術者になるための資格要件》

一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一で、次のいずれかに該当する者。

- イ. 国土交通省令で定める指定学科を卒業し、
 - ・高等学校、専門学校専門課程卒業後 実務経験を5年以上有する者
 - ・大学、高等専門学校、専門学校「高度専門士」及び「専門士」卒業後 実務経験を3年以上有する者
- ロ. 建設工事に関し10年以上実務経験を有する者
- ハ. 国土交通大臣が、イ又はロと同等以上の知識及び技術又は技能を有する者と認定した者(1・2級国家資格者等)

注 専門学校「専門課程」、「高度専門士」、「専門士」の学歴が主任技術者の資格要件として認められるようになったのは、平成28年4月1日からです。

(2)「専任の主任技術者」の証明書類【証明書類に偽造(形跡を含む)や不足があると受験できません】

主任技術者になるための資格要件を満たし、それ以後に専任の主任技術者としての実務経験が1年(365日)以上ある方は、P2の表中(注4)印がついている実務経験年数に限り2年短縮が可能です。この資格要件で受験する方は、下表の1～5全ての書類が必要です。

1. 専任の主任技術者 実務経験証明書	用紙は(www.fcip-shiken.jp)から入手、あるいは試験研修本部(TEL03-5473-1581)まで電話しFAXで入手してください。本用紙の必要事項を記入し、証明者欄及び誓約欄には署名・押印のうえ、提出してください。
2. 工事請負契約書(写)	専任の主任技術者として従事した建設工事の契約書の写しで、発注者・受注者氏名印があり、工事の名称、場所、工期、請負代金額等が明示されているもの。

3. 施工体系図(写)	専任の主任技術者として従事したことが確認できるもので、施主から直接工事を請け負った元請の建設会社が作成したもので、工事に携わる全ての業者を記載したものの。 (第1次下請以下が作成したものは不可)
4. 現場代理人主任技術者選任届等(写)	「受注工事カルテ受領書(コリンズ工事カルテ)」,または「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)」等を代用することもできます。(主任技術者として従事したことが確認できる書類に限る。)なお、現場代理人のみでは主任技術者として認められません。(主任技術者と兼任している場合は認められます。)
5. 建設業許可通知書(写)	所属する建設会社の建設業許可通知書の写しを提出してください。

注 これらの書類(1～5)の追加・変更は、一切認められません。申請時の書類に不備・不足がある場合は、受験できません。

注 「専任の主任技術者」として該当しない工事(次の実務経験は該当しません)

○主任技術者に代えて「監理技術者」を置く工事の場合

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かねばなりません。

○工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)未満の工事

○個人住宅に関する工事

※平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました(P12参照)

注 「専任の主任技術者実務経験証明書」に記載した工事は、施主(発注者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。また、提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発を含め厳正に対処します。

7. 日本国外における実務経験について

建築施工管理技術検定の受験資格を満たす実務経験は、これまで日本国内で実施された建築工事を対象としておりましたが、日本国外で実施された建築工事の実務経験につきましても、認められることとなりました。

日本国外で実施された建築工事の実務経験については、受験申込を行う前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受けることで受験資格を満たすものとすることができます。

【注意点】

- ①日本国内の実務経験だけで受験資格を満たせる方は、この認定手続きは不要です。
- ②申請内容にもよりますが、審査には相当期間を要する場合がありますので、余裕を持って手続きしてください。
- ③審査の結果、受験資格が認められないことがあります。

■必要書類・申請様式などは国土交通省ホームページを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

■認定を受けるための手続き方法など詳細については、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

までお問い合わせください。

8. 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受験資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した方が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受験するためには、その学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかも同時に審査されます。)

なお、受験される際には日本国内での建築施工管理に関する所定の実務経験が必要です。

受験を希望される方は、受検申請書類に次の「(1)認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。

注 すでに1級建築施工管理技術検定試験の受験資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書の写しを受検申請書類に同封して提出してください。